

「自治基本条例」の制定を目指して まちづくり研究所第2分科会の 報告書が提出されました

自治基本条例は、本格的な分権時代を迎え、「自治体の憲法」として市政運営の基本理念や基本方針などを条例として定めるもので、平成13年度から施行された北海道「二〇町の「まちづくり」基本条例」を先駆けとして、その後、多くの自治体で検討が進められてきました。

三鷹市では、平成13年に確定した第3次基本計画に自治基本条例の制定を掲げるとともに、14年10月に三鷹市まちづくり研究所に新たに分科会を設置（第2分科会）し、検討を始めました。

●まちづくり

●研究所での検討

第2分科会は今年10月までに計12回開催され、三鷹市にふさわしい自治基本条例のあり方について検討が進められました。

●学識者と市民が協働で研究

第2分科会は、政府の地方分権推進委員会の委員や地方制度調査会副会長を務め、新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）の共同代表にも就任している西尾勝・国際基督教大学教授（行政学）を座長とし、他の学識委員としては、西尾隆・国際基督教大学教授（座長代行・行政学）と中山洋平・東京大学助教授（比較政治学）が就任しました。

さらに市民研究員としては、住民協議会の委員やみちか市民プラン21会議で活動された方、また2年前から自主的に条例の研究を進めてきた「自治基本条例」のメンバーに加

(一面から続き)

え、公募により決定した2人の市民が研究員として参加し、学識者と市民が協働で研究を進めてきました。

◆開かれた分科会運営

「三鷹市の憲法」ともなる自治基本条例を検討するには、より多くの市民に検討状況を知らせる必要があるとの運営方針に基づき、第2分科会は、まちづくり研究所としては初めて、事前に開催日程を「広報みちか」や「三鷹市ホームページ」で公表し、広く市民への傍聴を呼びかけました。毎回、熱心な市民がノートを取りながら議論に耳を傾け、学生や市外からの傍聴者も多数訪れました。また、各回の議事録要旨も、ホームページで公開しました。

さらに、希望する市民が研究員の前で発表する機会も設けました。

●報告書で提案された 「自治基本条例」の 主な内容

【前文】

市民自治と市民の信託に基づき三鷹市政の実現、市民と行政のパートナーシップによる市民参加を基調とした市民自治の推進などについて規定する。

【第一章 総則】

自治基本条例は、「三鷹市の憲法」というべき最高規範であり、ほかの条例の制定および法令・条例の解釈・運用にあたっては自治基本条例の趣旨を尊重し、自治基本条例との整合性を図らなければならない。

【第二章 市民と市民自治】

●市民は世界的に認識され、実現が求められている人間の尊厳、自由、平等および持続可能な発展を希求する権利を有する。

●市民は、地域におけるコミュニティ活動、まちづくり活動およびそのほかの自主的な活動を推進するために、主体的に自治組織を創設し、自由に自立した活動を営むことができる。

●住民投票の請求資格および投票資格は、市内在住の満18歳以上の日本国籍を有する者および永住外国人で引き続き3年以上住所を有する者とする。

●市長は、廃置分合や境界変更といった市の基盤に関する重要事項については必ず住民投票に諮ることとし、そのほかは住民の請求があったときのみ住民投票を実施する。

【第三章 議会（議事機関）】

●市長は、市民の信託を受け、二元代表制の一翼を担う議決機関として、市民の意思を反映させた立法・調査活動を行い、市民の立場から行政執行を監視・評価する。

●市は、基本構想・基本計画およびそのほかの重要な個別計画の策定にあたっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要なデータ集・資料集等の作成を行う。

●市長および市民等は、計画や施策の策定・実施等において、市民参加の実効性を確保し協働のまちづくりを推進するため、市長および市民等の双方の責務と役割などを定めた「パートナーシップ協定」を締結することができる。

●市は、市民の身体・生命および財産の安全性の向上に努めるとともに、市民、事業者、関係機関と協力・連携および相互支援によって、緊急時に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立を図る。

【第六章 政府関係等】

●市は、行財政制度における国、都等との適切な政府間関係の確立に向けて、国、都等携・協力して自治基盤の強化に努める。

◆企画経営室内線215

市では、12月16日(月)までの未納者のお宅へ管理職・係長職の職員が訪問します。あわせて納税課・保険課職員による訪問・電話催告を行なっていますので、早期納付に協力をお願いします。

◆臨時納税相談窓口

平日の窓口延長と土・日曜日(臨時)の開設を行います。12月7日(日)、13日(土)、14日(日)の午前9時～午後5時、市役所1階保険課・2階納税課です。

◆都営住宅（地元割当）入居者募集

市内にある家族向け空室空家2戸を募集します。

◆国民年金の 裁定請求時などの 住民票コードの利用

住民票コードをご記入いただくことで、高齢基礎年金や障害基礎年金の裁定請求書、年金受給者氏名変更届などの手続きの際に、住民票などの

◆固定資産税・ 都市計画税の減免

物件そのほか特別な事情がある場合、納期限7日前までに所定の書面により申請すると減免を受けることができます。

◆不動産登記 無料相談

東京土地家屋調査士会・東京司法書士会の両武蔵野支部では、毎月1回相談会を開催しています。

◆年末・年始の 道路工事の抑制

市では、市道の年末・年始の工事を、特例工事を除いて極力行わないようにしています。

年金たより

添付を省略できるようになりました。ただし、身分関係や生計維持関係を確認する必要がある場合は、住民票や戸籍抄本(謄本)など添付の省略はできませんのでご注意ください。

◆都営住宅（地元割当）入居者募集

市内にある家族向け空室空家2戸を募集します。

◆国民年金の 裁定請求時などの 住民票コードの利用

住民票コードをご記入いただくことで、高齢基礎年金や障害基礎年金の裁定請求書、年金受給者氏名変更届などの手続きの際に、住民票などの

◆固定資産税・ 都市計画税の減免

物件そのほか特別な事情がある場合、納期限7日前までに所定の書面により申請すると減免を受けることができます。

◆不動産登記 無料相談

東京土地家屋調査士会・東京司法書士会の両武蔵野支部では、毎月1回相談会を開催しています。

◆年末・年始の 道路工事の抑制

市では、市道の年末・年始の工事を、特例工事を除いて極力行わないようにしています。

◆固定資産税・ 都市計画税の減免

物件そのほか特別な事情がある場合、納期限7日前までに所定の書面により申請すると減免を受けることができます。

◆不動産登記 無料相談

東京土地家屋調査士会・東京司法書士会の両武蔵野支部では、毎月1回相談会を開催しています。

◆年末・年始の 道路工事の抑制

市では、市道の年末・年始の工事を、特例工事を除いて極力行わないようにしています。

◆固定資産税・ 都市計画税の減免

物件そのほか特別な事情がある場合、納期限7日前までに所定の書面により申請すると減免を受けることができます。

年末のごみ収集はお早めに

年末は、各家庭から多量のごみが集中して出されるため、収集作業が遅れ、処理施

年末のごみの収集日程※年始の収集は1月5日(月)からになります。

Table with columns: Area, Fuel/Combustible waste, Kitchen waste, Resource waste, and PET/Plastic bottles. Rows include: 下連雀, 牟礼, 井の頭, 中原, 北野, 新川, 上連雀, 井口, 深大寺, 野崎, 大沢.